

★ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、救助事務費に係る規定を設けるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年七月十四日